

# 「移住・テレワークサイト等情報拡充に係わるコンテンツ作成業務委託」業務仕様書

## 1 業務の名称

「移住・テレワークサイト等情報拡充に係るコンテンツ作成業務委託」

## 2 趣旨・目的

群馬県では、人口減少問題を背景に地域の活力やにぎわいが、今後ますます低下していくことが懸念されており、移住促進や関係人口の増加を図ることが喫緊の課題となっている。

だが、コロナ禍を経て、都内からのアクセスの良さ、豊かな自然環境や温泉資源、全国有数の農畜産物生産地であることに加え、大規模な自然災害が少ないことなど、本県の持つ様々な魅力や強みが評価され、2024年の移住希望地ランキング（NPO 法人ふるさと回帰支援センター調べ）では全国1位となった。

そこで、群馬県が移住の希望先として選ばれ続けるために、多くの方の情報源となっているインターネット等での情報発信内容を強化することにより、本県への関心をさらに高め、関係人口や将来的な本県への移住者の増加を目指すことを目的として本事業を実施する。

## 3 業務期間

令和7年6月上旬～令和8年2月28日（土）まで

## 4 委託料限度額

金4,950,000円（消費税及び地方消費税込）を上限とする。

## 5 業務委託内容

以下の条件全てを満たす事業を、企画、実施するものとする。

### （1）移住者インタビューの実施と掲載コンテンツ作成

- ・群馬県に実際に移住した方を対象にインタビューを実施し、群馬県移住ポータルサイト及び移住ガイドブックに掲載する記事を作成し、写真を撮影する。
- ・取材先は15組程度とし、移住先地域のバランスや、暮らしのスタイルについて偏りが無いよう配慮することとする。また、そのうち5組以上は、子育て世帯であることとする。
- ・企画提案書では、具体的な取材先を提案すること。記事の構成等は、従来の移住者インタビューを参考とした上で、工夫を行う点について提案すること。

掲載先ウェブサイト：<https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/>

参考：<https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/interview/>

### （2）関係人口希望者に向けた地域の案内窓口（地域コンシェルジュ）の取材と掲載コンテンツ作成

- ・関係人口（ワーケーションやノマドワーク、多拠点生活等）希望者に向けて地域を案内できる人や団体（以下、「地域コンシェルジュ」）を中心に、当該地域の魅力や利用できる施設、地域ならではの体験等について取材を行い、群馬県テレワークサイトに掲載する記事及びビジュアルコンテンツを作成する。
- ・取材先は群馬県内の15地域程度とし、地域バランスの偏りがないように配慮する。  
企画提案書では具体的な取材先地域及び地域コンシェルジュの候補、コンテンツの構成について提案すること。

掲載先ウェブサイト：[https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/g\\_telework/](https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/g_telework/)

## 6 業務遂行上の留意事項

- 本業務は取材に係る企画立案、取材先との調整、現地取材、画像撮影、記事作成、コンテンツ作成に伴うロゴやイラスト等の作成、並びにこれらに付随する一式を含む。
- 本業務は、群馬県移住ポータルサイト及びテレワークサイトへの掲載や移住ガイドブックの作成・印刷に係る業務を含まない。
- 実際の取材先の選定は、県及び関係市町村の意向を踏まえて行うこととする。
- 取材先との調整、撮影画像の著作権を県に譲渡する等の際の撮影者等との権利に係る調整、及びコンテンツ作成に用いる画像等を別手配とする場合の権利に係る調整等は、原則として提案者において行うこととする。

## 7 成果品

(1) 移住者インタビューの実施と掲載コンテンツ作成：15組程度

(2) 地域コンシェルジュの取材と掲載コンテンツ作成：15地域程度

上記5、6に定める業務に付随する一式

## 8 その他

- 本仕様書並びに関係法令及び条例を遵守し、群馬県の指示に従うこと。また、業務を担当する群馬県ぐんま暮らし・外国人活躍推進課と連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- 本業務で知り得た個人情報及び秘密並びに業務に係る内容を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。業務委託が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 本業務には、業務の遂行を十分成し得る知識と経験を有するものを従事させること。
- 本業務実施に伴う関係者との調整は十分に行うこと。
- 本業務の成果品に係る著作権そのほか一切の権利は、群馬県に帰属するものとする。
- 業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて群馬県と協議のうえ、適切に対応すること。